

守口処理場土壤調査業務委託

特記仕様書

守口市環境下水道部下水道課

1. 業務名称

守口処理場土壌調査業務委託

2. 対象の位置

守口市南寺方東通1丁目7番7号

3. 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4. 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、「守口処理場土壌調査業務委託」に適用するもので、本仕様書に定めていないものについては「守口処理場土壌調査業務委託標準仕様書」によるものとする。

5. 業務概要

(1) 調査業務

- ① 人為起因による汚染調査（別表1）
- ② 自然由来による汚染調査（別表2）

(2) コンサルティング業務（別表3）

- ① 関係機関への手続支援、助言および届出書類の作成
- ② 打合せ及び協議の実施

6. 業務内容

(1) 計画作成・行政協議

受注者は、土壌汚染状況調査を実施するにあたり、既往の地歴調査および試料採取等を行う区画の選定を十分に理解したうえで調査計画を作成し、監督職員の指示に基づき、法に基づく権限を有する関係機関と協議を行い、必要な審査を受けたうえで業務を実施するものとする。また、現地状況や協議結果を踏まえ、必要に応じて地歴調査および調査計画の修正を行うこと。

(2) 位置出し測量

地歴調査の結果に基づき敷地境界を確認し、試料採取位置を現地状況に応じて設定する。なお、位置出し測量後に地下埋設物等の構造物が近接しており、物理的に試料採取が困難な場合は、法に基づく規定の権限を有する関係機関の承諾を得たうえで、任意の地点に変更することができる。起点および試料採取位置は、世界測地系による平面直角座標で整理し、測量結果に基づいて採取地点の正確な位置を図面に反映させるものとする。

(3) 人為等由来調査

① 試料採取等対象物質・調査内容

地歴調査の結果に基づく試料採取等対象物質、調査内容等は別表1のとおりとする。ただし、監督職員の指示や関係機関との協議結果により、調査内容及び数量等に増減が生じた場合は設

計変更の対象とする。

② 土壌採取

○特定有害物質

各試料採取地点において、汚染のおそれがあると想定される位置を基準とし、ハンドオーガ、ダブルスコップによる手掘り、又はボーリングマシンを用いて土壌試料を採取する。本調査において、当該位置が現況地表面の場合は、地表～深さ 5cm の土壌および深さ 5～50cm の土壌を採取する。また、地下構造物底面の場合は、当該位置の深さからさらに 50cm の深度までの土壌を採取する。採取した試料は、採取地点ごとに写真に記録した後、測定に必要な量を採取すること。掘削後は安全上支障がないよう適切に埋め戻しを行うものとする。

○ダイオキシン類

土壌試料の採取は、現況地表面の調査地点においては、原則として、表層 5cm の土壌について採取する。採取に使用する採土用具は金属製のものとし、採取に当たっては、ダイオキシン類の他試料からの汚染を防ぐため、他地点の採取時に付着した土壌等を完全に除去する（必要に応じて洗浄を行う）。また、採取した土壌は、ガラス製等でダイオキシン類が吸着しにくく、密封が可能で遮光性がある容器に収める。

地下構造物底面の調査地点のうち、地下構造物隣接で採取する地点においては、地下構造物底面の深度から 5cm の土壌について採取する。採取は、ボーリングマシンで土壌試料を採取する。採取に当たっては、ダイオキシン類の他試料からの汚染を防ぐため、他地点の試料採取時に付着した土壌等を洗浄して完全に除去する。

採取した土壌試料は、試料採取地点毎に写真記録を行った後、測定に必要な試料を採取する。また、掘削後は安全上支障がないように埋戻しを行う。

③ 分析・試験

土壌溶出量試験 : 環境省告示第 18 号

土壌含有量試験 : 環境省告示第 19 号

ダイオキシン類 : ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(令和 4 年 3 月)

(4) 自然由来調査

① 試料採取等対象物質・調査内容

地歴調査の結果に基づく試料採取等対象物質、調査内容等は別表 2 のとおりとする。ただし、監督職員の指示や関係機関との協議結果により、調査内容及び数量等に増減が生じた場合は設計変更の対象とする。

② 土壌採取

試料採取はボーリングマシンを用いて行う。試料の採取は、大型貫入サンプラーによりオールコアリングで連続採取する。採取した試料はコア箱に収めて写真撮影後、試料の外観、混入物等を観察し、ボーリング柱状図として整理する。土壌試料の採取深さは、自然由来が存在すると想

定される地層を対象とし、測定に必要な試料を採取する。また、掘削後は安全上支障がないように埋戻しを行う。

③ 分析・試験

土壌溶出量試験 : 環境省告示第 18 号

土壌含有量試験 : 環境省告示第 19 号

(5) 報告書の作成

本業務全体の内容や結果等について報告書として取りまとめるものとする。また、本調査の結果より基準不適合土壌が確認された地点を明確に図面上に記載し報告書にまとめるものとする。

(6) 打合せ等

① 業務打合せ

本調査業務における打ち合わせ協議は、着手時 1 回、中間協議 1 回、最終報告 1 回とする。また、業務において協議が必要な事項が発生した場合は随時実施するものとする。打合せ協議後、受注者は協議記録簿を作成し、監督職員へ提出し、承諾を受けるものとする。

② 関係機関との協議

受注者は、法に基づく手続き関係の書類や調査結果等の作成・提出にあたり、監督職員の指示により、法の規定の権限を持つ事務を行う関係機関と協議を行い、審査を受けたうえで業務を進めることとする。また、関係機関との協議の結果、調査が必要な物質の追加や試料採取地点の変更等が生じ、調査が必要となった項目については設計変更の対象とする。

7. 成果品

成果品は以下の内容のものとする。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 土壌汚染状況調査報告書 A4 版 | 3 部 |
| ② 打合せ議事録 | 3 部 |
| ③ ①～②の電子データ (DVD-R 等) | 電子媒体 1 式 |

8. 資料の貸与

業務の実施に必要な関係書類等は受注者に貸与するものとする。

9. その他特記事項

受注者は、法に基づく手続き関係の書類や調査結果等の作成・提出にあたり、監督職員の指示により、法の規定の権限を持つ及び事務を行う関係機関との協議を行うこと。

- ① 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と監督職員は常に密接な連絡をとり、打合せ等の記録について受注者が記録し、相互に確認しなければならない。
- ② 土壌採取等の作業を行うに当たり、既存施設（構造物やインフラ等）を十分に調査して影響が出ないように留意すること。施設への影響が生じた場合や事故等が発生した場合には、監督職員へ報告し必要な措置等を講じること。
- ③ 受注者は、業務請負金額が 100 万円以上の業務について、契約締結後 10 日以内（土日、祝日

を除く)に業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、「登録の為の確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、業務実績情報を所定機関に登録しなければならない。

- ④ 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。

別表1 計画数量一覧（人為等由来調査）

項目	細分	数量	単位	備考
位置測量	機械測量	215	地点	
被覆除去	地表面	215	地点	厚さ 20cm まで
土壌採取	手掘り 50cm	27	地点	
	手掘り 5cm	15	地点	
	ボーリングマシン	173	箇所	延べ 521.9m 自然由来調査を兼ねる
土壌分析	(溶出+含有) カドミウム及びその化合物	148	検体	
	(溶出+含有) 水銀及びその化合物	148	検体	
	(溶出+含有) 鉛及びその化合物	148	検体	
	(溶出+含有) 砒素及びその化合物	148	検体	
	(溶出+含有) ふっ素及びその化合物	148	検体	
ダイオキシン類	含有量試験	54	検体	

※上記数量は地歴調査の結果に基づく

※調査の実施内容に応じて設計変更の対象とする。

別表2 計画数量一覧（自然由来調査）

項目	細分	数量	単位	備考
位置測量	機械測量	(2)	地点	人為等由来調査に含む
被覆除去	地表面	(2)	地点	人為等由来調査に含む
土壌採取	ボーリングマシン	(2)	箇所	延べ 20m 人為等由来調査に含む
土壌分析	(溶出+含有) 砒素	14	検体	
	(溶出+含有) ふっ素	14	検体	

※上記数量は地歴調査の結果に基づく

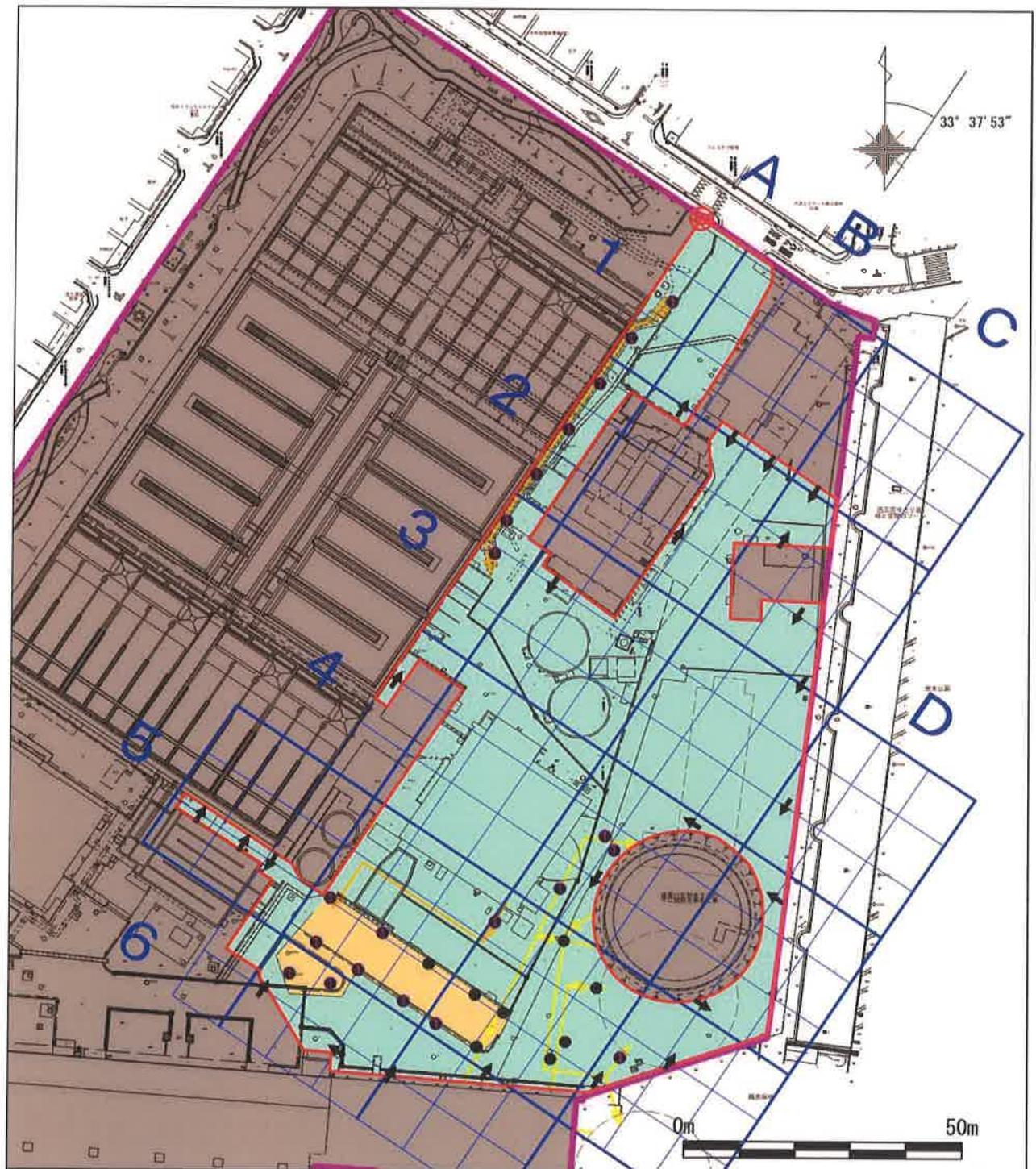
※調査の実施内容に応じて設計変更の対象とする。

別表3

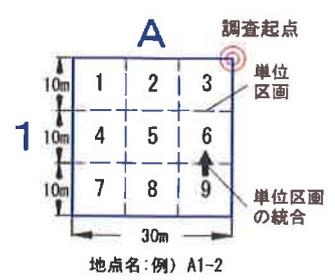
○コンサルティング業務

項目	数量	単位	備考
地歴調査及び調査計画の加筆修正	1	式	
報告書作成	1	式	人為等由来調査、自然由来調査
打合せ協議	1	式	
環境行政協議	1	式	
届出作成補助	1	式	

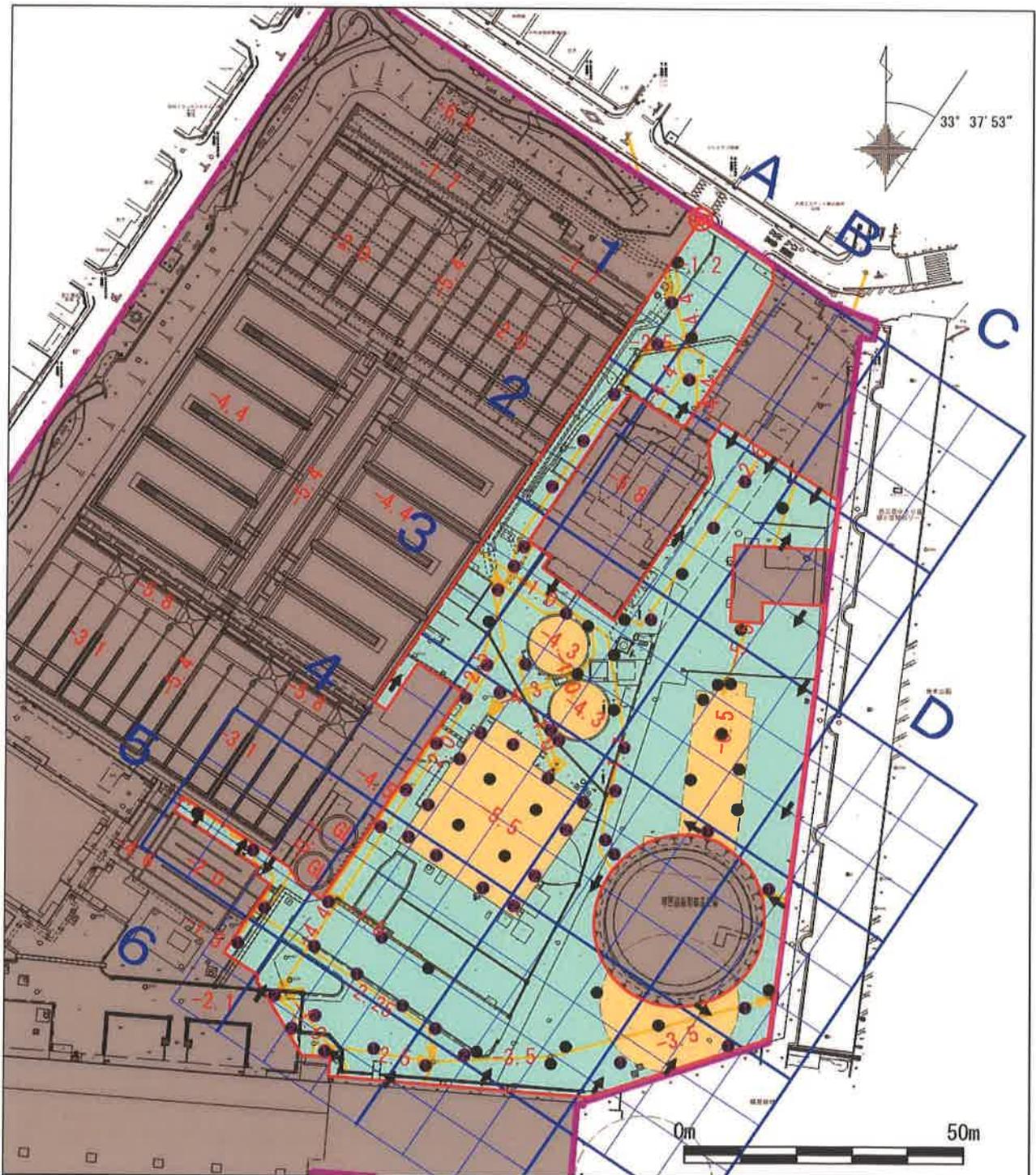




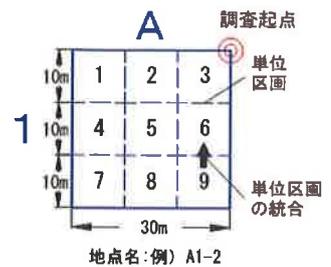
- : 事業所敷地
- : 形質変更範囲
- : 形質変更範囲外
- : 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 (: 架空配管)
(: 深度が不明なため、現況地表面が汚染のおそれが生じた場所の位置とした地下配管)
- : 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- : 試料採取地点 (1 は枝番)



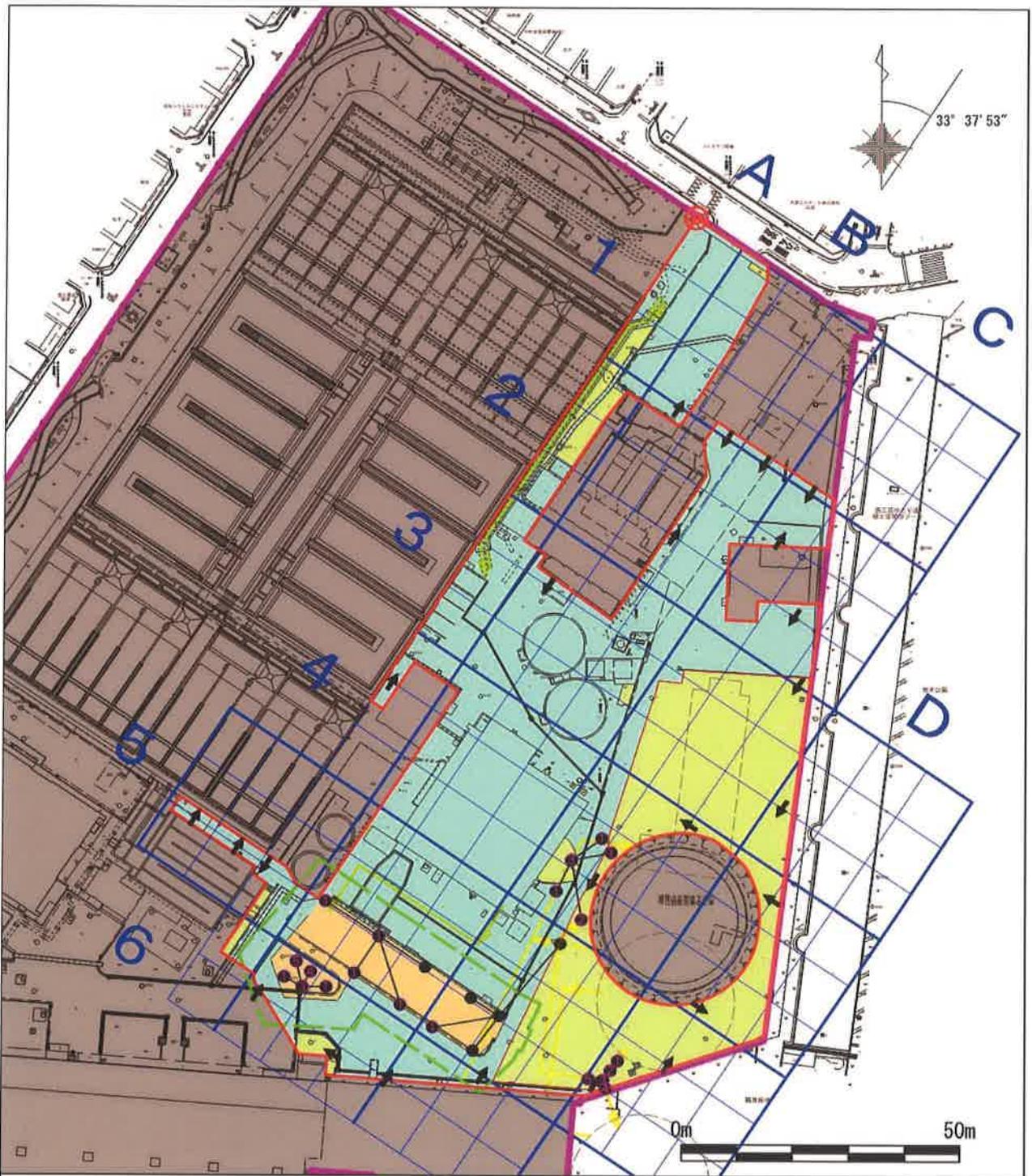
現況地表面に対する試料採取地点 (カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)



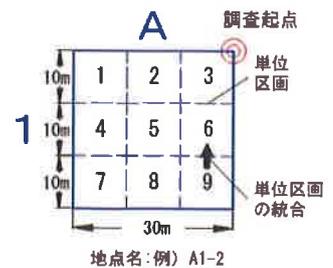
- : 事業所敷地
- : 形質変更範囲
- : 形質変更範囲外
- : 土壤汚染が存在するおそれ比較的多いと認められる土地
(— : 地下配管、-1.0 : 地下配管及び地下構造物深度)
- : 土壤汚染が存在するおそれないと認められる土地
- : 試料採取地点 (①~③は枝番)



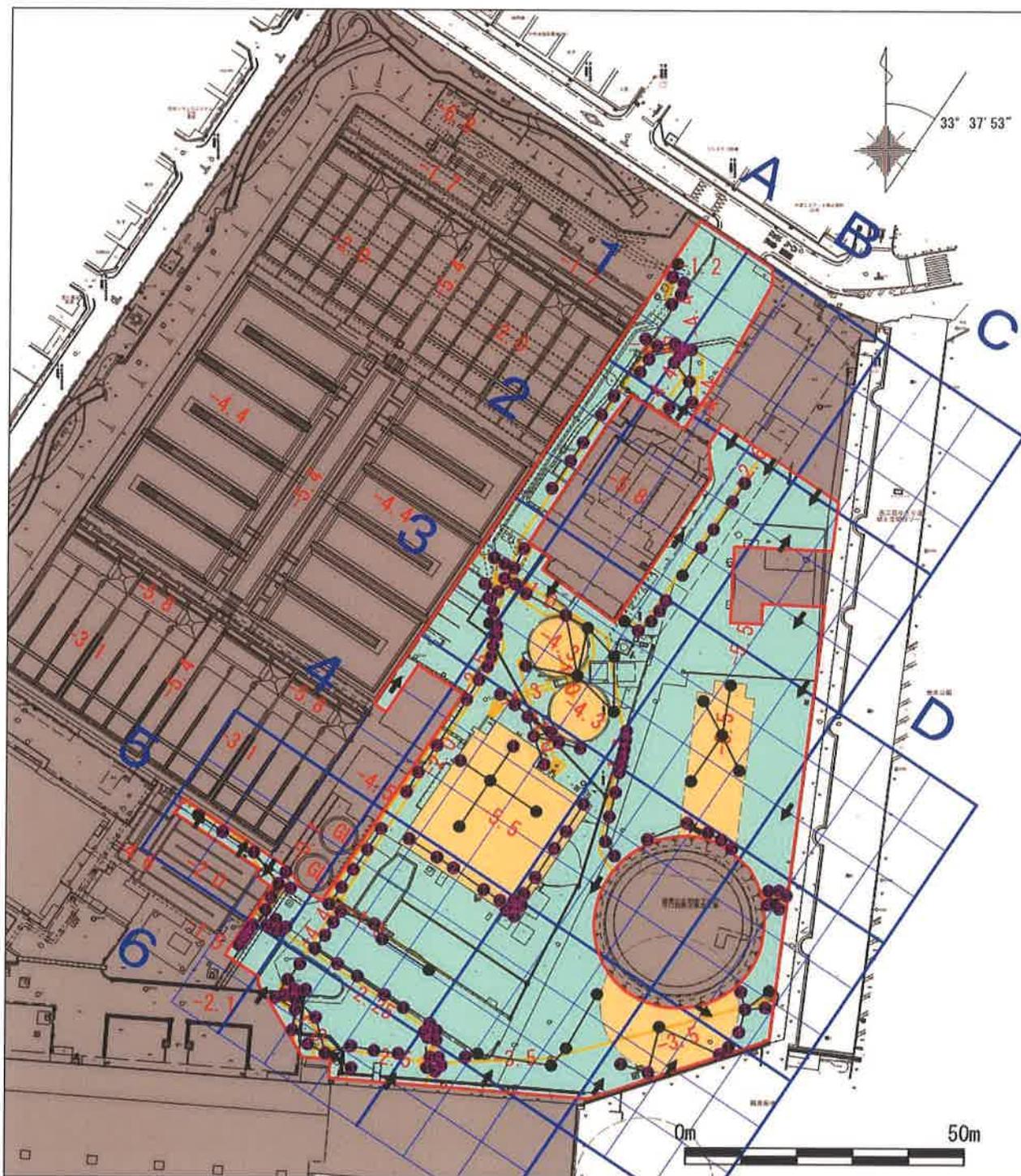
地下構造物底面に対する試料採取地点 (カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)



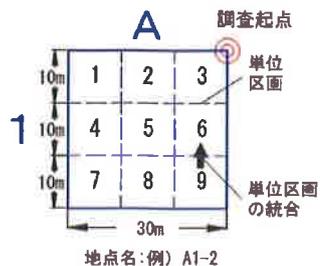
- : 事業所敷地
- : 形質変更範囲
- : ダイオキシン類特定施設のうち焼却灰の飛散の可能性がある施設等から5m範囲
- : 形質変更範囲外
- : 汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地
 (: 深度が不明なため、現況地表面が汚染のおそれが生じた場所の位置とした地下配管)
- : 汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地 (: 架空配管)
- : 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地
- : 試料採取地点 (: 5地点混合を示す。①~⑤ は枝番)



現況地表面に対する試料採取地点 (ダイオキシン類)



- : 事業所敷地
- : 形質変更範囲
- : 形質変更範囲外
- : 汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地
(— : 地下配管、-1.0 : 地下配管及び地下構造物深度)
- : 汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地
- : 試料採取地点 (— : 5地点混合を示す。①~⑨ は枝番)



地下構造物底部に対する試料採取地点 (ダイオキシン類)